

## 第12回 創業・IT等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成25年11月5日（火）15:00～17:00

2. 場所：内閣府中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、佐久間総一郎、松村敏弘、  
森下竜一

（専門委員）久保利英明、小林三喜雄

（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官、柿原参事官

（関係団体）新経済連盟

（警察庁）刑事局組織犯罪対策部 國枝犯罪収益移転防止管理官

刑事局組織犯罪対策部 藤山犯罪収益移転防止管理官付課長補佐

（総務省）情報流通行政局情報流通振興課情報セキュリティ対策室 山碕室長

情報流通行政局情報流通振興課情報セキュリティ対策室 平松課長補佐

自治行政局住民制度課外国人住民基本台帳室 望月室長

自治行政局住民制度課外国人住民基本台帳室 野村本人確認情報保護専門官

（IT総合戦略室）濱島参事官

4. 議題：

（開 会）

1. 『「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望例』に関連した  
検討項目の進捗状況について

2. 警察庁、総務省、事業者からのヒアリング  
「非対面サービスでの本人確認、年齢確認」

（閉 会）

5. 議事概要：

○大川次長 それでは、定刻でございますので、規制改革会議第12回「創業・IT等ワーキング・グループ」を開催させていただきたいと思っております。

皆様方には御多用中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は所用により、翁委員、圓尾専門委員、川本専門委員は御欠席でございます。

本ワーキング・グループの事務局を務めます、規制改革推進室次長の大川でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。なお、本ワーキング・グループにおきましては、議事概要を公開することとなっておりますので、御了承願います。

以後の進行は安念座長にお願いいたしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○安念座長 次長、どうもありがとうございます。

それでは、早速議題1「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望例に関連した検討事項についてに入ります。

事務局より御説明をお願いいたします。

○大川次長 それでは、御説明させていただきます。資料1ということで「攻めの農林水産業」からの要望がついてございます。

「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望例としまして、14項目並んでございますが、上から順に今、現時点での対応進捗状況について御説明を申し上げます。

1番が、食品加工輸出手続の円滑化ということでございます。これは水産の関係でございませうけれども、中国向けの水産物の輸出につきまして、衛生証明書の添付が必要であるということでございまして、現時点では、これが国内の4機関にしか発行権限が与えられていないということで、要望の内容としましては、現行の国内4機関の検査機関に加えて、希望する都道府県については保健所での衛生証明書の発行を可能とするという要望でございませう。

これにつきましては、平成26年1月1日より地方自治体を含む行政機関において衛生証明書の発行を開始する予定でございまして、都道府県で希望するところについては、その当該都道府県、希望しないところにつきましては、地方厚生局が対応するというので、いずれにしても衛生証明書の発行機関の数が飛躍的に増えるということでございませう。

2点目が、梅酒の表示の適正化でございませう。梅酒につきましては、最近消費量が伸びておりますけれども、梅だけで醸造したものではない人工酸味料等を添付したものがかなり増えているということでございまして、その人工酸味料を加えているものとしないものを区別してほしいという要望でございまして、梅酒の区分表示について酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とし、その他は単なる梅酒と表示してほしいという要望でございませう。

これにつきましては、業界団体にて酒税法上は、いずれにしても梅酒はリキュール類ということになりますけれども、その酒税法をいじるのはなかなか難しいものですから、業界団体において酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とすることなどを内容とする自主基準の策定に取り組んでおり、所管は財務省ですが、財務省としても必要な助言を行うということで、これも前に進んでいるということではございませう。

3点目が、大規模建築物におけるCLTの活用のためのJAS規格の策定及び基準強度等に係る告示の整備でございませう。CLTと申しますのは、クロス・ラミネーテッド・ティンバーの略でございまして、木材を繊維の方向が直角に交わるような形で積み重ねてつくった一種の合板でございませうが、軽くて強度が強いということで海外、特に欧州では一般的な建築構造材料として用いられているわけでございませう。我が国におきましては、まだこのJAS規格並びに建築基準法上の告示が出されていないために一般的な建築資材としては用

いることができない。国土交通大臣の特認を受ければ使えるという状況にあるようでございます。

要望内容といたしましては、この CLT を一般的な建築資材として広く利用するため、JAS 規格及び基準強度等に係る告示の整備をすることとということでございます。これにつきましては、農林水産省にて JAS 規格を制定した後、強度データを収集し、国土交通省において材料の基準強度等を定める告示を整備予定でございます。

4 番目が、付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のための機能性表示の容認でございます。これは、本年 6 月 14 日に閣議決定されました規制改革実施計画に盛り込まれている事項でございます。

要望の内容といたしましては、人間の健康にとって機能性の高い成分を含んだ農畜産物等について、その機能性を表示できる仕組みを早急に構築することとということでございます。これにつきましては、いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、平成 25 年度中に検討を開始し、平成 26 年度中に結論を得た上で実施し、現在、検討に着手しているということとございまして、具体的には消費者アンケートを実施するべくアンケート内容を詰めて、今、業者の選定に入っている段階だと聞いております。

5 点目、働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和でございます。これは前回、第 11 回の当創業・IT 等ワーキング・グループでお取り上げいただいた事項でございます。要望の内容をもう一度申し上げますと、在留資格の特定活動の該当例に調理師を加え、入国管理上における一定の条件を整えた留学生については、卒業と同時に在留資格、留学から特定活動への変更を可能とし、一定の期間、日本国内で調理業務に従事、就労することを可能とすることとということとでございます。

これにつきましては、前回のワーキング・グループでの御議論を踏まえまして、農林水産省とも協議しながら、11 月にも予定されている農林水産業地域の活力創造本部の取りまとめに向け、その骨格をまとめ、遅くとも年内には方針の策定を目指して、検討を予定しております。

6 つ目の項目で、多様化する農業法人での雇用労働への対応でございます。現在、農業につきましては、労働基準法上の法定労働時間の適用がございません。農作業等は天候に左右されるということで、適用除外となっているわけでございますけれども、農林水産業のいわゆる 6 次産業化に関連いたしまして、農業に従事しつつ製造・加工・販売等の仕事もやるといったようなケースが出てきた場合に、例えば 1 日の中で午前中は農作業をして、午後は製造・加工・販売等を行うような場合についても、同様に適用除外としてほしいというのが要望の内容でございます。農業に従事しつつ、製造・加工・販売等にも従事する従業員の労働基準法上の取扱いについて、明確にしたガイドライン等を作成してほしいということとでございます。

これにつきましては、農林水産省と連携し、農業における 6 次産業化の実態把握に努め、

具体的な対応の必要性について農林水産省と検討し、その有無につき平成 25 年度中に目途に結論を出すという予定でございます。

7 番目の項目で、食品加工輸出手続の円滑化でございます。これは食肉や乳製品を扱う場合に食品衛生管理者を置く必要があるわけでございますけれども、その資格の認定講習会が現状、年に 1 回 1 カ所でしか開かれていないので、回数なり、あるいは開催場所をふやしてほしいという要望でございます。講習会の受講機会の増加や内容の簡素化等により、受講者の負担の軽減を図れるようにすることという要望でございます。

これにつきましては、食品衛生管理者の講習会受講者の負担を軽減できるよう、一般共通科目については全国 3 カ所程度での実施、専門科目については複数回実施できるよう検討し、調整でき次第、速やかに実施するというところでございます。

8 番、小水力発電推進のための水利権に係る手続の簡素化・迅速化でございます。これも今年の 6 月 14 日の規制改革実施計画に盛り込まれている事項でございます。

要望内容といたしましては、慣行水利権。これは河川法施行以前から慣行的に水を使用しており、今でも認められている権利ということでございますが、慣行水利権が設定された水路への小水力発電の設置について許可水利権が設定された水路における従属発電と同様の手続で書いてございますが、これは慣行水利権ではなくて河川法上の許可をとった水利権が設定された、例えば農業用水路について従属発電。

従属発電と申しますのは、他の目的で取水した水を利用して発電するという意味でございますけれども、この場合には許可がかなり簡素化されているわけでございますが、許可水利権でなく、慣行水利権の場合だとその許可が簡素化されていないので、慣行水利権についても許可水利権と同様に手続の簡素化を行ってほしいという内容の要望でございます。

これにつきましては、規制改革実施計画どおりでございますけれども、取水量調査の期間短縮化や頻度低減、河川管理者が調査した河川流動や河川環境のデータを活用するなど、地域の実情に応じて必要最小限の簡素なものとする、平成 25 年度に検討結論を得次第、措置ということで、内部的な検討が始まっているところであります。

次の 9 番も小水力の関係でございます。先ほどのものと同様に、これも規制改革実施計画に記載されている事項でございます。小水力発電推進のためのダム水路主任技術者の専任基準の緩和でございます。小水力発電施設の設置のために必要なダム水路主任技術者の専任について、農業水利施設を活用した小水力発電を活用するため、専任要件の緩和を行うことということでございますが、具体的には一定規模以下の小規模なダムについて専任要件を緩和してほしい等の要望でございます。

これにつきましては、関係省庁等よりヒアリング、データ収集等を行い、現在検討中であると。電力安全委員会での審議を経て、平成 25 年度中に結論を得、必要に応じて速やかに告示改正等、所用の手続を行うということでございます。

次の 10 番が、簡易宿所、一般の民宿の床面積基準の特例の適用対象を拡大ということでございます。これは民宿等の簡易宿所につきましては、現在、旅館法で客室面積が 33 平方

メートル以上という規制がかけられてございますけれども、農林漁業者がいわゆる農林漁業体験民宿ということで農林漁業体験をしてもらうために都会の方々にお泊りいただく場合には、この規制が外れるということになっておるわけでございます。その現在、農林漁業者に限り認められている民宿を営業する際の床面積基準の特定について、非農林水産漁業者による、いなか体験民宿等の場合についても対象を拡大してほしいという要望でございます。

これにつきましては、農林水産業者の場合であればともかく、それ以外の主体が民宿をするということになると、他の旅館施設と営業形態が異なるものではないということで、衛生安全の確保のため、簡易宿所営業に提供される客室の床面積基準を遵守して営業していただきたいという回答がございまして、これは残念ながら現状のところ、対応不可でございます。

次の 11 番目、食料品アクセス環境の改善ということで、これは前々回、第 10 回の創業・IT 等ワーキング・グループで御検討いただいた事項でございますが、再度内容を御説明いたしますと、買い物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、移動販売が円滑に実施できるよう、都道府県によって異なる申請書の統一や取扱い容量の見直しを行うということでございます。

これは私ども事務局のほうで大手コンビニエンスストアの各社からヒアリングを実施いたしまして、ヒアリング結果をもとに日本フランチャイズチェーン協会において 11 月中を目途に具体的要望を取りまとめ、厚生労働省にて検討する予定でございます。

12 番、農業関連施設の開発許可申請除外の徹底でございます。これは都市計画法の関係でございますが、市街化調整区域内に設置される農業施設については、本来、開発許可が不要であるにもかかわらず、農業団体、JA などが建てる場合には許可申請を求められることが実態としてあるということでございます。

これにつきましては、開発許可申請の除外申請の適用は、開発行為者の人格によって判断されるものではなく、つまり JA といえども除外規定の適用はあるということ国交省に確認をしたということでございまして、これから農業団体内に周知を予定するというところでございます。

13 番目、無人ヘリコプターの重量規制の緩和でございます。これは肥料や農薬を散布するための無人ヘリコプターについてでございます。現在は総重量 100 キログラム以上のものが規制される。100 キログラム以内であれば許可は要らないということでございますが、これを欧州並みの 150 キログラムまで引き上げてほしいという要望でございます。

これにつきましては、航空機製造事業法上の無人機の重量について、平成 25 年度中に見直す方向で検討中ということでございます。

最後の 14 番目、外国人技能実習制度の見直しということで、これも前々回、第 10 回の創業・IT 等ワーキング・グループで御議論いただいた事項でございます。技能実習期間が終了し、一定レベル以上の技能を身につけた技能実習生がより高度な技能、もしくは多能

工として必要な関連技能を身につけるため、さらに2年程度の技能実施を可能とする制度を創設するべきであるという御要望でございます。

これにつきましては、労働関係法令違反等の技能実習に係る不正行為で一定数発生していることから、まずはこのような現状を改善することが必要。一般的にトータルの滞在期間が長期化することにより定住化のおそれがあり、技能移転の趣旨に反しかねないという回答で、現状のところは対応不可でございます。

私からの現時点での状況の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○安念座長 御説明をどうもありがとうございました。

それでは、委員の方から何か。佐久間委員からどうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。これはヒアリングではないので、わかっていたら教えていただきたいということでございますけれども、やはり対応不可というところに目が行くわけですが、この10番。これは逆になぜ農林漁業者に限っては33平米なくても認められているのか。この理由について、もしおわかりになっていれば教えていただきたいと思えます。

○大川次長 厚生労働省の御説明によりますと、農林漁業者の場合には、既にその施設を自宅として使用しているということから、多少狭くても衛生安全上の問題は基本的にはないのではないかということと、実際問題として、その農林漁業者が体験民宿をやる際に、自宅を改修することまで求めるのはなかなか大変だろうということから、特例を認めているというご説明でございました。

○安念座長 いいですか、余りよくないし、何だかよくわからないけれども、数年前に何かのバックグラウンドがあって、気合いで決まってしまったような感じが私の記憶にはあるんです。今の理屈は全然ないと思いませんか。それなら非農林の人間だって自宅として使っていたものなら、まあまあいいんじゃないという理屈になるはずなんだけれども、これはそうではないとずっと言い張ってきた案件だったと記憶しています。とりあえず、いいですか。

○佐久間委員 ここで議論してもしょうがないと思しますので、なるほどとは思わなかったということだけでございます。

○安念座長 なるほどとは誰も思わないです。

他に何かありますか。

この段階で当ワーキング・グループとして、今日事務局に折衝をしていただいた14アイテムについて、今後どうするかということをおちょっと考えておきたいと思えます。

1つは、対応してくれたのは、何はともあれよかったです。ただ、検討に着手とか、検討を予定というのは、一部はその検討の方向がある程度明らかになっているのもあって、それは大変結構なんだけれども、中には対応が必要かどうかを含めて検討するみたいな回答もあって、まるっきりゼロ回答になることもあり得るぞと早々と匂わしているものもあります。検討の着手や予定については、切りのいいところで事務局からどんな進捗具合か

を聞いていただくことにしてはいかがかと思いますが、そういう扱いでよろしゅうございますか。

これは農林水産業・地域の活力創造本部にかかる話なので、そこまでには何かの形にはなるわけです。ただ、そこまでに結論が出ているアイテムは恐らくほとんどないはずで、そこから先はまだある程度時間がかかるものもあると思います。2カ月に1回とか3カ月に1回くらい、事務局から進捗状況を聞いていただくのがいいのではないのでしょうか。

それはそれとして、対応不可の2つをどうしましょうか。何か御意見がございましたら、どうぞ。

○佐久間委員 この10番についてももう一回確認ですが、これが攻めの農業に関係する理由は何かを教えていただきたいと思います。

○大川次長 攻めの農業実現のための要望の中には、広く農林山村の活性化に寄与するものも含まれておりまして、その一環であると理解しております。

○佐久間委員 このいなか体験というのは、単なるいなかを意味しているのではなくて、農林水産業を体験するという意味ですか。

○安念座長 私が知っている限りは、そこの地のものを食べさせたり、場合によっては作業をちょっとやらせてみたり。

○佐久間委員 やることが一緒でも、泊まるところが農林水産業者か違うかで差があるということを行っているので、その差別をなくせば、より農林水産業の現場を体験する機会が増えるので、攻めの農業になるということですか。

○大川次長 そういう御理解で結構かと思いますが。

○佐久間委員 わかりました。ありがとうございます。そういう意味では、これを認めてあげるべきだということにしか多分ならなくて、合理的な理由、つまり33平米以上ないと衛生は確保できないとか、そういう何か極めて合理的な理由があれば別ですが、そうでない限り、認めるべきだということになるのではないかと思います。

○安念座長 これはプッシュしている団体みたいなものはあるんですか。

○柿原参事官 これは規制改革ホットラインで愛媛県から、自らの自治体の中で、地域の活性化で要望されていたと思います。

○安念座長 どうでしょうか。農家の人が自分でやるにはいいよと言っても、農家の人もみんな年寄りばかりだから、改めて民宿を経営しようと言ったって、それはなかなか大変ですよ。もういい加減、自分の田んぼだって持て余しているのに。これは、新たな建物をつくってという話ではありませんからね。既にある建物を利用して、しかし、農家でない人がやらせてくれというのをだめだという理由もないような気がするんです。

○森下委員 33平米という面積は何か根拠があるんですか。なぜその面積に決められているんですか。

○大川次長 33平米の根拠については伺っておりません。確認いたします。

○森下委員 もう一個は、愛媛県がやっているというのは、こういう事業を愛媛県がして

いるので、より拡充したいという意味ですか。

○柿原参事官 愛媛県だけではないですけども、四国の霊場めぐりの観点があるのではないかと。

○森下委員 でも、霊場だと農林水産業の体験ではないから、これは当てはまらないのではないですか。

○柿原参事官 これは、「攻めの農林水産業」というよりは、類似の要望として来ているということです。

○大川次長 愛媛県からの要望は、非農林漁業者によるいなか体験民宿とともに四国八十八カ所の札所付近での小規模の遍路宿もあわせて要望して、ホットラインに乗っかっているという格好になっております。

○松村委員 33平米の根拠がないと言い出すと、そもそも制度全体がおかしい、一般に全てのケースで下限を撤廃せよということになる。根っこから規制をやめてしまえば、もちろん今回の提案のケースも含めて全部できるようになるわけです。そこまで大きなものとして要求するのか。地域を特定して、農村や巡礼のコースなど、地域を限定して認めてほしいのか。ここがまず大きく分かれる点だと思います。

もし後者にするなら、33平米はそもそも何の根拠があるとか攻めても難しいですね。

○安念座長 おっしゃるとおりです。これは特区でやってもらうのがいいんですけども、何か失敗したのではなかったかな。その辺の経緯を御存じのある方はいらっしゃいませんか。これは特区ダマに適度な感じがしますね。私の記憶はうろ覚えですけども、特区でやってみたらどうですか、というのをその要望をもとに投げてみるというのはどうですか。

○柿原参事官 自治体には話をしてみたいと思います。

○安念座長 ちょっと聞いてみてください。とりあえず愛媛県さんに他に選択肢がないかどうか聞いていただいてから、もう一回検討してみましようか。しかし、この問題は案外、厚生労働省の態度がかたいんです。確かにずるずると例外だ、例外だと言って例外を積み重ねていって原則みたいにしてしまうのも、最近はやりの異常に狭いアパートみたいなものになってしまうといけないなというような危惧が当然あると思います。

もう一つの14番はどうでしょうか。何か御意見があったら、どうぞ。

○小林専門委員 不正行為の一定数発生ということが1つの基準になっているようですが、これはある程度、この改善の目途が見えるというレベルはあるんですか。ここまでしたらいいだろうというようなことがあるのでしょうか。

○大川次長 特にそういうものを伺っているわけではございません。

○柿原参事官 若干補足しますと、これは以前の当ワーキング・グループで、御議論をいただいたときの厚生労働省の説明によれば、傾向を見ていたということです。平成22年に割と大きな改正で今の制度になったときに、不正が起こらないような仕組みとしたということですが、実際のデータの動きを見ると絶対数が多いというよりは増えてきているということの問題視していた説明があったと思います。



○久保利専門委員 今のお話を聞いていて思ったのですが、ここは技能実習期間が終了し、一定レベル以上の技能をつけた技能実習者となってくると、少なくとも労働関係法令違反のことでやっている単純労働みたいなものに使うよりは、レベルの高い人がもっとさらにレベルを上げるためにそういうことをさせてくださいという制度ですね。

そうすると、これは的外れというか、反対理由が、その前の者が悪いことをしているから、その後の者も悪いことをするだろうという感じであって、むしろこの不正行為は単純作業のもので起きているのだから、そこはしっかりやってもらわなければいけないけれども、そこで立派な腕前になった人は、むしろ滞在期間が長期化することにも合理性がある。逆に腕前として評価して長期化しているわけだから、その人たちは逆に日本のために役に立っている人たちということになると、この反対理由が損をしているような気がいたしまして、私はこの理由では反対は合理性がないと思います。むしろ、技能取得後も同じなんだということを反証する義務が逆に法務省、厚生労働省側にあるのではないのでしょうか。

○柿原参事官 今の御議論と同じような御議論がまさに第10回の当ワーキング・グループのときにもありまして、一定数の不正があるから、この制度全体の不正と見るのではなくて、もう少しきめ細やかに業種で見る、実習生のいない他の企業と比べるなど、そういった分析をしたらどうかという、御意見がありまして、それについて厚生労働省の立場としては、そういう問題意識を承って、いろいろと調べてはみたいと言っていました。その辺りが切り口になろうかと思っております。

○久保利専門委員 14番を認めてしまうと、5番の話も結局、調理師といいながらアルバイトをしたりして、ろくでもないやつが調理師になったからといって、まともにやるとは限らないみたいな、5番と14番の理由がリンクしてしまうと、せっかくの5番も検討予定にすぎないので非常に危ういかなという感じがして、その意味でも14番については、もったときっちりとした理由を言ってくれないと納得できないと私は思います。

○安念座長 それはそのとおりですが、14番についての法務省や厚労省の考え方というのは、私の理解している限りでは、この技能実習期間が終了して一定レベルに達していると言っても、人文系、技術系あるいはプロフェッショナル系の高いスキルを持った人の水準には全然届いていなくて、雑巾がけが終わった程度だということなのでしょう。だから、まるっきりの単純労働者ではないかもしれないけれども、それに毛の生えた程度なものだから、それが日本にずるずるいるということになるとまずいんだと、結局はそういう説明だったと思いますね。

もちろん単純労働者は単純労働者としては受け入れないという国の基本的な政策の是非はありますが、その前提に立つとすると、もし彼らの言っていることが正しいのだとすれば、それはそれで確かに1つの考え方だと思うんです。

そうすると、この問題は要するに技能実習期間が終わったときのレベルが実際のところほどの程度であるのかを確認しないと、どうやら前に進めないようです。ここはどうでしょうか、必要でしたら、私が直接、法務省なり何なりに会って、どんなふうにお考えであ

るのかを聞いてみます。事務局から情報を集めていただくのもいいけれども、そんなにたくさん追加的な情報は出てこないと思うし、もう一回会議をするのも何ですから、ちょっとその点は私にお任せいただいてもよろしゅうございますか。その上でもう一回検討をしたいと思います。

○久保利専門委員 結構です。どうしても疑問に思うのは、技能実習期間を3年間やって、それで何も腕前が上がらない、雑巾がけに過ぎないのだったら、それはそもそも技能実習期間ではないではないかと。そちらをむしろ排斥すべきであって、石の上にも3年とか、そこから多能工として必要な関連技能を身につけるなどと言っているわけですから、このレベルというか初めの前提が間違えているというなら、わかります。でも、これを前提にした上で、この理由でだめというのはどうも納得がいきませんので、座長にお任せします。

○安念座長 わかりました。造船工業会さんも3年やるとそこそこの職人にはなるんだが、しかし、リベット打ちだけをやっているというのでは今の時代は通用しないので、いろいろなことをやらなければいけない。そのためには引き続いて何年か日本にいて修業をする必要があるんだというので、彼らの説明では3年でそこそこのレベル感。しかし、こちらの規制当局のほうからいくと、それは雑巾がけに毛が生えたようなものですよと、こういうことなるわけです。

○松村委員 もともとこれは技能を身につけて母国に帰って活躍してもらおうという趣旨の制度です。それで修了時に雑巾がけにすぎないことしかできないのであれば、そもそもこの制度がおかしいということになってしまう。これは向こうだって絶対に認められないでしょう。

しかし、彼らから説明していたのは、これが終わったときに例えば検定とかを受けるとかをして欲しい。しかしほとんど受けていないではないか。そういうことだったわけですから、逆に言えば、その検定を受けて、それを通る程度というのは、安念先生から見ると雑巾がけ程度かもしれないけれども、それでもそこまで到達していれば、とりあえず目的は達したと彼らも思っているわけです。だから、彼らが少なくともそこまで目的を達したと思う水準まで来ていないとだめというハードルを課するのであれば、彼らの理屈からしても受け入れる余地はあると思います。

○安念座長 自動的に延長ではなくて、それはもちろんそうですね。何かのベリフィケーションがあって、その上でならいいでしょうという話ですね。

○松村委員 だから、その証明に関する要求水準が余りにも高いとか、それでは低すぎるとかいう問題なら、まだ議論の余地はあると思います。いずれにせよこれで門前払いはずいと思います。

○安念座長 わかりました。ただいまの御指摘を踏まえて、向こうのほうにも問い直してみたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、とにもかくにも、この対応不可の10番と14番もとにかくもう一押ししてみようということでもよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、これはこれくらいにしておきましょう。それでも、ちょぼちょぼとは、しゃくとり虫のごとく前進して悪くはなかった。梅酒もこれは御存じだと思いますが、財務省の酒関係はめちゃくちゃ対応がかたいんだけれども、割に酒系としてはまずまずの対応だと私は思います。

それでは、議題2に移りましょう。「非対面サービスでの本人確認、年齢確認」に移らせていただきます。これは技術的で地味な話ですけれども、ビジネスにとっては非常にでかい話です。

では、関係者の方にお出でいただけるようお願いいたします。

(警察庁、総務省、IT総合戦略室、新経済連盟入室)

○安念座長 大変複雑な法制度、バックグラウンドの話ですので、できるだけわかりやすく御説明をいただければありがたいと存じます。

それでは、早速でございますが、警察庁さんから御説明をいただけますでしょうか。

○警察庁(國枝管理官) 警察庁犯罪収益移転防止管理官の國枝でございます。

○安念座長 御苦労さまでございます。どうぞおかけくださいませ。

○警察庁(國枝管理官) ワーキング・グループで検討課題に非対面サービスでの本人確認、年齢確認が挙がっていると聞いております。警察庁犯罪収益移転防止管理官が所管しております犯罪収益移転防止法については、取引を行う際において事業者が顧客の本人確認を行う取引時確認に係る義務を規定しておりますので、これについてお手元の資料に基づき御説明させていただきます。お手元に資料2-1の①～③までの資料を用意しております。①については別表もありますので、都合を合わせて4枚ということになります。

それでは、まず最初に、犯罪収益移転防止法の制度概要ということで、資料2-1の①を御覧ください。

犯罪収益移転防止法は、犯罪による収益の移転防止、すなわちマネー・ローンダリングの防止を目的として一定の事業者が一定の取引を行う際に本人確認等の措置を行うことを義務付けております。つまりマネー・ローンダリング対策上の要請から、銀行などの特定事業者に口座開設などの一定の取引を行う際に、顧客の本人確認等の措置を義務付けているわけでありまして、誤解のないように申し上げますと、あらゆる事業者のあらゆる取引について本人確認を規定しているわけではございません。

それでは、マネロン対策の要とも言うべき犯罪収益移転防止法全体の制度概要について、もう少し説明させていただきます。資料2-1の①の中ほどにありますように、この法律は特定事業者、具体的には下にありますように、銀行、証券会社、保険会社等の金融機関、それから、クレジットカード事業者や宅地建物取引業者等を指します。

これらの特定事業者に対し預貯金口座の開設等の一定の取引、これは特定取引と呼んでおりますが、特定事業者が特定取引を行う際に取引相手である顧客の氏名や職業、取引目

的等について確認を行うこと。これを取引時確認と申しておりますが、これを義務付けております。

特定事業者等と特定取引の詳細につきましては、資料 2-1 の①の別表に記載しておりますので、適宜御参考ください。基本的には銀行をイメージして考えていただければいいのかなと思っております。

繰り返しになりますけれども、犯収法は政府による本人確認の一般法ではなく、マネロン対策上、必要な事業者に関し、必要な取引について協力をお願いしているものです。

資料 2-1 の①の下の方を御覧ください。取引時確認において特定事業者は顧客が自然人の場合には、本人を特定する事項として、氏名、住居及び生年月日、さらに取引を行う目的と職業を確認します。顧客が法人の場合には、本人特定事項として名称及び本店等の所在地、さらに取引を行う目的、法人の事業の内容及び実質的支配者。これはその法人の 25% を超える議決権を有している者等を指しますが、こういったものを確認いたします。

また、特定事業者は取引時確認の他に、これらの取引時確認を行った事項についての記録や取引の記録を作成し、保存し、さらに業務で収受した財産が犯罪による収益である疑いがあると判断した場合等には、所管行政庁、先ほどの銀行で言えば金融庁になりますが、この所管行政庁へその旨を疑わしい取引として届け出るようになっております。これが犯罪収益移転防止法の全体の概要になります。

取引時確認の重要性について、もう少し詳しく御説明いたします。繰り返しになりますけれども、マネー・ローンダリングとは犯罪収益、手っ取り早く言うと、すなわち犯罪により得たお金を隠すことです。例えば麻薬密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠匿したり、詐欺や横領の犯人がだまし取ったお金を幾つもの口座に転々と移動させて出所をわからなくするような行為を言います。

こういった行為を放置しますと、組織的な犯罪を助長するとともに、健全な経済活動に重大な悪影響を与えることになります。このようなマネー・ローンダリングを防止するためには、マネー・ローンダリングに利用されるおそれのある事業者が顧客に対し、顧客の本人性を公的証明書等により厳格に確認し、その確認記録を作成・保存し、疑わしい取引については行政庁に届け出る。こういったことが非常に重要になります。この仕組みにより、マネー・ローンダリングが行われるリスクが抑制されるとともに、マネー・ローンダリングに係る犯罪が行われた場合における資金のトレースが可能になります。そういうわけで、犯罪収益移転防止法上、一定の事業者に義務付けられている取引時確認はマネー・ローンダリング防止対策上、その中核をなす極めて重要な措置であります。

なお、マネー・ローンダリングについては、経済・金融サービスのグローバル化により、瞬時に国境を越えて資金を移動させることが可能となったため、規制のより緩やかな国、地域に狙いを定めて行われる傾向があります。このため、各国が連携し、足並みをそろえて対策を講ずることが不可欠になっております。後ほど御説明いたしますけれども、このようなマネー・ローンダリングに利用されるおそれのある事業者に対して本人確認や疑わ

しい取引の届出等の措置を講ずるということは、いまや国際的に求められているものであるということについて御承知いただければと思います。

次に、非対面取引のほうを御説明いたします。資料は②の取引時確認の方法、横になっている表を御覧いただければと思います。ここまで銀行の特定事業者が、その特定取引を行う際に顧客に対し、取引時確認を行うことについて説明させていただきました。これから資料②のほうは、その当該確認をどのようにして行うか。これを示したものであります。

顧客が誰であるかを確認する方法としては、例えば対面取引の場合には運転免許証のような公的証明書を対面で、銀行なら銀行員に実際に提示してもらうことにより確認する。これが一般的な形であります。犯罪収益移転防止法もそういった典型的な例を基本的には規定しております。

しかしながら、今回、本ワーキング・グループでの検討事項として挙げられているのは、非対面での本人確認と聞いております。非対面での取引が対面での取引と異なる点は、取引を行う際に実際に相手方の要望が確認できないと。また、提示されている証明書に直接触れることもできない。その真偽を確認できないという点で、相手方の対応に関する情報が限定されてしまう。

したがって、仮に取引を行おうとするものが証明書において証明されているものと異なる場合であっても、それを見抜くことが困難となっていると。つまり、非対面取引の場合、他人になりすますことが比較的容易だと、脆弱性があるということで、証明書において証明されているものと顧客との同一性をいかに担保、補強するか。これが問題となる。

そのため、犯罪収益移転防止法では、被証明者と顧客との同一性を担保する措置が講じられていることを条件に、非対面における確認を認めているところであります。具体的には3種類の方法があります。まさにこの横表のほうに書かせていただいております。基本的には個人の場合の上半分を御覧いただければと思いますが、上4分の1は対面取引を書いています、点線の下のところは非対面取引と書いております。

まず、1つとして、証明書の写し等を顧客から送付してもらうというやり方があります。一般的にはよくあるメールオーダーと言われている形だと思えます。この場合においては、通帳等の取引関係文書を転送不要、つまり証明書に記載された住所にしか届かない方法。こういった方法で顧客する方法を追加的にとることによって、本人確認方法として認められているところであります。

次に、こちらはインターネットでよく使われる方法だとは思いますが、配達人によって受取人が本人であることが確認される郵便、本人限定受取郵便。この本人限定受取郵便物として取引関係文書を送付する方法についても、配達人が本人確認を行えるという点において被証明者と顧客との同一性が担保されることから、本人確認方法として認められているところであります。

そして、3つ目の黄色のところです。本ワーキング・グループでの検討項目の中で指摘されている、非対面で完結する確認方法が議論になっていると聞いておりますが、これに

対応する確認方法として電子署名及び公的個人認証サービスを利用する方法が既に認められております。これは主務大臣の認定を受けた認定認証機関が本人確認を厳格に行った上で利用者に当該確認に係る電子証明書を交付しており、認定認証機関によって文書の送信者が利用者本人のものであるということが証明されていることから、本人確認方法として認められているものであります。

顧客が電子署名を利用すれば、インターネット上で取引時確認が完了するということから、これはまさにその意味におきまして、非対面で完結する本人確認方法であると言えるのではないかと考えております。

最後に国際情勢ということで、③の全体的に緑っぽい資料です。先ほども申し上げたのですけれども、マネー・ロンダリング対策において国際的に指導的な役割を果たしている組織として、FATF という金融活動作業部会という政府間会合があります。現在、我が国を含めて、アメリカ、イギリス、フランス等の 34 の国、地域、2 つの国際機関が参加しております。

FATF はマネー・ロンダリング対策のための各国が法制上とるべき措置を勧告として示しておりまして、我が国もこの FATF 勧告を踏まえてマネー・ロンダリングの対策を実施しているところであります。金融機関等に対して、本人確認や疑わしい取引の届出等の措置を講ずることを求めているのもその一環であります。

非対面取引についてもマネー・ロンダリングのリスクが高い取引形態であるとして特別に取り上げて、そのリスクに対処するための施策及び手続を整備することを各国に求めているところであります。FATF は加盟国が勧告を実施しているかについて定期的に審査を行っており、我が国は 2008 年、すなわち平成 20 年に行われた相互審査において、複数の勧告について最低の評価である不履行と判定されて、非対面取引に関する勧告についても非対面取引における身分確認及び照合に関する義務が十分でないとして、下から 2 番目の一部履行との評価を下され、一部履行というのも結局下から 2 番目ですので、現状よりも厳しい本人確認方法が世界的にも求められているところであります。

この審査結果を受けて、全体の話ですけれども、我が国は改善状況を頻繁に報告しなければならない、フォローアップの中で強化されたフォローアップの対象とされております。勧告についての不備事項を改善しないままですと、FATF からマネー・ロンダリング対策が不十分な国として国名を公表されてしまうと。それに伴いまして制裁措置が下されますので、我が国及び我が国の金融機関等の国際金融の世界における信用が失墜してしまうというおそれがあります。そのため、まさに現在、当庁において金融庁、財務省等と協力しながら制度改正を見据えて、有識者によるマネー・ロンダリング対策等に関する懇談会を開催し、議論している最中でありまして。

以上で警察庁からの説明は終わります。ありがとうございました。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、次は総務省さんにお問い合わせできますか。よろしく願いいたします。

○総務省（山崎室長） 総務省情報セキュリティ対策室長の山崎と申します。よろしくお願ひします。

私からは総務省資料のうち、前半の資料2-2①の電子署名・認証業務の一般的な制度について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。上の背景のところにありますとおり、通信ネットワークにおけるやり取りでは、非対面ですので、本当に相手方が本人なのかや、送られる情報が途中で改ざんされていないかどうかを確認することが必要ということで、新しい暗号技術を用いました電子署名・認証業務が世の中に提供されております。

下の図が電子署名・認証業務の大まかなイメージ図でございます。簡単に説明いたしますと、①～④までは個々の利用に先立って、あらかじめ電子証明書を発行してもらうための事前の手続でございまして、情報を利用する、送信しようとする緑色の方が、認証局と呼ばれる事業者に対して利用の申し込みをいたします。認証局では電子証明書の発行を行いまして、登録をいたします。その後、④で電子証明書を送信者の方にお送りいたします。

その後、具体的な手続、何らかの申請行為を行う際に、左側の緑色の送信者の人が、送ろうとする電子文書を一定の基準に基づきハッシュ値というものにいたしまして、それをさらに赤い字で鍵のマークがついておりますが、この利用者お一人だけに提供される秘密鍵と呼ばれる固有の符号によりまして暗号化いたします。できたものを電子署名と呼んでおります。

この送信者が電子証明書と電子署名を相手方受信者に送信いたしますと、受信者の側では、まず受け取った電子証明書が有効かどうか、その送信者がお亡くなりになっていないかということ等を⑥において認証局で確認いたします。その後、電子文書をハッシュ化したもの、送られてきた電子署名を復号したもの、これを突き合わせまして、改ざんがなければ2つのハッシュ値が一致することになりまして、不一致ですと改ざんが途中で行われたということになっております。送信者固有の秘密鍵を用いて暗号化した文書を後で突き合わせることで改ざんの有無を認知する、改ざんが行われていないことを確認するというものが、この暗号技術を用いた電子署名・認証業務という業務でございまして。

2 ページを御覧ください。この電子署名・認証業務に関しまして、平成13年4月に総務省、法務省及び経済産業省の共管で法律ができております。内容は大きく2つございまして、1つ目は、一定の条件を満たす電子署名が付されている電子文書については、真正に成立したものと推定するという推定を与える内容でございまして。

2つ目は、その一定の認証業務に対する国民の皆さんの信頼の目安を提供するために、認証業務に関して主務大臣による認定制度を設けておりまして、下の部分にございまして、下に電子署名の認証業務を行う際の入退室管理、利用者の本人確認の厳格性、そういったものの業務の行い方について基準を設けまして、これをクリアした者について主務大臣による認定を与えております。現在、日本全国で10事業者を認定しておりまして、実際の電子署名及び認証業務を行っていただいているというところでございまして。これが電子署名

及び認証業務に関する法律制度の一般論のお話でございます。

○総務省（望月室長） 総務省の住民制度課で室長をしております望月と申します。よろしくお願いたします。

私のほうからはその続きになります、公的個人認証サービスの概要の御説明をさせていただきます。先ほどの電子署名の一般法はありとあらゆる電子署名を対象にしたものでありますが、私たちのほうで扱っています公的個人認証は、一般の住民の方の本人の証明をするということに特化した証明サービスでございます。現在の法律によりまして、都道府県がそれを証明するという位置付けになっております。

この中で絵の左の上のほうに、住民基本台帳ネットワークシステムがございます。この箱の中に既存住基システムと書いてあるところがございます。ここのパーツは各市町村の住民票の集まりだと思っていただいて結構でございます。住民票がある人につきまして、サーバーを通じまして全国的に集めているという仕組み。これが住基ネットでございますけれども、その住民票の中で4情報、具体的には氏名、生年月日、性別、住所の4つでございます。これを都道府県側の認証局に提供をすることをまず行っております。その際には当然、住民票をベースにいたしますし、電子証明書をつくるときも、これは市町村の窓口で行うのですが、本人確認をきっちりやる。その上で電子証明書をつくっていくという仕組みにしております。

なお、同じ矢印の上のほうに、異動等情報の提供がございます。これは例えば結婚して姓名が変わったとか、例えば、お亡くなりになった。または引っ越しによって住所が変わったといった場合。そういった場合につきまして、異動がありましたということを都道府県認証局側に通知をいたします。そうすると、もともと電子証明書は4情報を基につくっておりますので、4情報を含んだ証明書ですので、その中の情報が変わったということになります。そうなりますと電子情報が失効したということになります。これが最終的に今この人が例えば生きていのかどうかということ電子上、確認できるということを担保する仕組みとなっているということでもあります。

後の流れでございますが、都道府県の認証局で電子証明書をつくりまして、左下のほうに住民と書いてありますが、住基カードの中の IC チップの中に先ほど説明がありましたが、電子署名をする際の秘密鍵を格納いたします。この秘密鍵は住基カードのチップの中から絶対に出ない仕組みになっておりまして、住基カードを持っている人しか使えないということがここで担保をされる形になります。

また、この秘密鍵に対応した公開鍵の電子証明書もあわせて住基カードの中に格納いたしまして、その後、右のほうに電子申請等と書いてありますが、電子申請をする際にもととの申請書などの電子的な電文を一旦署名を付しまして、これは秘密鍵で暗号をかける。それに対応する公開鍵の証明書をつけて電子申請をしていくというような仕組みでございます。

右側のほうになります。署名検証者に行きます。これはこれまでは専ら行政機関に対



する電子申請のほうで使うことを想定しておりましたが、今度は5月に番号利用法の関係の法整備がありまして、その際に公的個人認証法も改正をしております。その中で民間のサービスにおけるインターネット上での本人確認手段として、この電子証明のやり方が使えますよという形で使途の拡大をしております。番号法の施行に向かひまして、準備を行っているところでございます。

この場合、署名検証者という難しい言葉を使っていますが、申請を受け付ける側と見ていただければ、ここに民間の事業者が入ってくるんだということでございまして、この電子証明書が有効なものかどうかの確認を都道府県認証局側にしていくという形を想定しているところでございます。

以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、新経済連盟さんから御説明をいただきます。よろしくお願ひいたします。

○新経済連盟 一般社団法人新経済連盟でございます。本日は当連盟に貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

非対面サービスの本人確認・年齢確認につきまして、事務局の小木曾のほうより、限られた時間ではございますが、当連盟の要望事項につきまして、資料2-3に基づきまして御説明を申し上げたいと思います。早速ですが、よろしくお願ひいたします。

○新経済連盟 小木曾と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、1枚おめくりいただきまして、冗長でございますが、そもそも新経済連盟は何かということだけ簡単に説明をさせていただきます。

2ページ、楽天の三木谷が代表理事を務めております、新しい経済団体でございます。設立されてから、まだ2年目の団体でございます。

3つの理念の実現を推進する新しい経済団体を標榜しております。イノベーション、アントレプレナーシップ、グローバリゼーションという形で、これに基づいて、さまざまな政策提言といったものを具体的にできております。

3ページ、こちらも本当に御参考ですがメンバーについて、先ほど代表理事は三木谷と申しましたが、理事が4名、監査役1名、このようなメンバーでやっております。

4ページ、早速内容に入らせていただきたいと思ひます。我々はイノベーション、アントレプレナーシップ、グローバリゼーションという3つをキーワードにしている団体ですが、代表理事の三木谷が第6回産業競争力会議の場で、国民生活の向上と産業を活性化させるという観点から、ITを徹底的に活用していくことが非常に重要であることを説明しました。その文脈から、今ネットを使うことを妨げているものとして、対面原則・書面交付原則の撤廃を提案しております。その中で幾つか項目があるのですが、今回の議案もその中の提案の一つであるということが、まず経緯でございます。

5ページ、産業競争力会議で提出をしました資料から関係部分だけ抜粋をしている形になります。総理大臣のリーダーシップのもとで対面原則・書面交付原則の撤廃を確実に達

成するために、基本法を含めて規制撤廃に向けた所要の措置を講じるということを提案しており3つの分野がございます。

まず、対面でのコミュニケーションを求める規制の撤廃です。いわゆる対面原則の撤廃です。これは皆さん御案内のとおり、規制改革会議様からも御提言をいただいておりますが、医薬品のネット販売の推進、遠隔医療、遠隔教育の解禁ということを取り扱っております。

2番目です。インターネットでの情報提供を通常の方法としてそもそも認めていない、認めていても例外的にしか認めていないというものが幾つかありまして、そういうものを直すことです。ここで書いているインターネット選挙の解禁は既に実現しました。他はまだ実現されておらず、幾つか規制改革会議で取り上げていただくことにもなっておりますのでよろしくお願ひします。

最後ですが、これが今日の項目と関係あるところです。各種手続をインターネット上で完結できないという環境を改善しようということで、ここで行政手続オンライン化、非対面サービスでの本人確認・年齢確認をネット上で完結できるようになることを挙げています。行政手続オンライン化は民と官の関係、非対面サービスについては特に民と民の関係に限定した書き方にはしていませんが、分かりやすくするため説明の都合上あえて整理をさせていただくと、民と官の関係で行政手続のオンライン化をどういうふうにネット上だけで完結させるかという視点が最初の事項です。民と民の関係で取引をする際に、本人確認とか年齢確認が法令上求められているものがございますので、そういうものについてネット上で完結できるようにするにはどうしたらいいかということでございます。これを提案した次第でございます。

今、若干説明してしまいましたけれども、6ページで具体的に書いておりまして、行政手続オンライン化の推進については、申請時における添付書類の存在あるいは申請時の本人確認が簡便でないことが課題なので、国の重点手続での利用率が40.4%ということで非常に低いことになっており、行政の効率化がなかなか進んでいないということがあります。

非対面サービスの話については、先ほど警察庁様から御説明がございましたけれども、電子署名というのがマネロン法の本人確認方法として認められています。ただし、後でお話ししたいと思います。電子署名は先ほど総務省様から御説明がありましたが、発行件数は254万件で、正直に言うとほとんど国民に使われていると言えないといってもいいし、電子入札とかで比較的使われているものもあるようですが、なかなか民間には実際に使われていないというのが率直の感想です。いろいろな原因があるのだと思いますが、使われていないという実態がある中でどう進めていくかということで、我々も別に電子署名自体を否定したいということではなくて、多様な本人確認方法がいろいろと認められてしかるべきではないかという考えでございます。

そのときに施策のメリットとしては、利用者の利便性とマネロン法という世界的な社会

的要請として対応しなければいけないことをどのようにバランスよく両立をさせていくかということが議論できるのではないかと思います。このほか、本人確認までいかなくても年齢を確認するとか、いわゆる属性を確認しなければいけないというのがございましてこれに関するメリットがあります。属性確認については2種類あるかと思えます。

一つは、例えばお酒を販売したり、たばこを販売したりするときに未成年ではないかどうかの確認があります。これは法令上で義務付けられています。もう一つは例えば青少年向けサービスの場合があります。出会い系サイト規制法のような法令上の規制もあるのですが、そこまでいかないものについて自主規制みたいな形でやっているものについて、年齢確認方法をどうしたらいいんだというのはみんな悩みながらやっているというのがあるので、ここを解決してあげるのは社会的な要請に沿う話だと思います。

施策のメリットとして最後に産業促進の観点から言わせてください。例えば結婚紹介サービスとかで本人確認をするときに、独身証明というのを提出しなければいけませんけれども、そういう属性確認のような書類提出についてうまく突破できると、新産業というかサービスの創業・ITということにまさにつながるような話かなと思っております。

これらについて具体的にどうするんだという話をさせていただく前に、これは実はすごく難しく、これをやれば確実にいいというのはなかなかないのですが、諸外国で今どんな動向があるのかということと7ページで御説明させていただきます。これを説明するだけで2時間くらいかかってしまうので、本当に簡単に御説明します。

今本人確認の考え方を統一的に政府で明らかにした上で、IDを活用する形で電子行政システムをまず効率化しようという発想があるとともに、IDを官民で連携させる、あるいは民間IDと民間IDの連携みたいな形で、新産業を創出しようという動きが生まれつつあります。これは各国によって中身も違うし、前提条件も違うので単純比較することはできないという批判を受けそうなので、最初からあえて言うておきますが、それはわかった上で大きな政策の方向性として、今こういう方向に世界は向かっていますということを説明するために作成しました。もちろんマイナンバーが将来的にできていくと、こういうものの一つになるとは思いますが、世界的にはもう既に始まって走り出しているところなので、ここのスピード感を持って対抗していくためにどうしたらいいかという発想を持つべきだと思います。

米国では特に政府が何かIDをつくるわけではないのですが、行政とか民間でのサービスにおける本人確認のレベルを4つ、レベル1、レベル2、レベル3、レベル4と決めています。ただし、どういう技術仕様でなければいけないということはもちろん決めていますし、その中に対面でなければいけないということは一切書いていないのですが、そういうことを4つに分けた上で確認をするレベルについて民間事業者を認証する仕組みがありまして、そこでやると確実に本人確認ができているということを認証してあげる仕組みが米国できつつあります。英国では、デジタルバイデフォルトという、最近IT政策で何と日本語で訳すべきかよくわかりませんが、要するに最初からデフォルトがデジタルだとい

う基本思想を掲げており、発想が日本と大分違うなということですが、こういうかけ声を首相が言って政府を動かしているところは全く違います。ID Assurance Program というものをしていて、身元確認をする民間事業者を選定して、今5つくらい選定されているらしいのですが、そこが ID を発行する事業者となりまして、ID を発行します。そうすると、その ID で官のサービスが受けられるようになります。それを今やろうとしています。第2段階として、民間にも開放するということなので、官民で共通して使える ID というものがつくられることとなります。その ID を発行するのは民間事業者です。その民間事業者を選定するのは政府という役割で動きが始まっています。

ニュージーランドでは、これは昨年ですが、ID の認証に関する法律ができました。これがおもしろいのは、日本郵政みたいなものがニュージーランドにもあるのですが、そこで要するにリアルで最初是对面で身元確認書を出すのですが、内務省が持っているいろいろなデータベースを突き合わせて、この人は本人だということがわかったところで ID を発行しまして、当該 ID で政府や民間事業者のサイトで利用可能ということでございます。

必ずしも政府で使うものの ID という発想だけではなくて、そもそも民間事業者が発行する ID で官民のサービスでも使えるみたいな発想も英国でありますので、いろいろなやり方があるのかなと思います。

具体的に世界がこういう中でどういうふうに考えていったらいいかということで、先を話を述べますと、9 ページ目をみてください。当然今後マイナンバーが整備されますので、まずはそのマイナンバーを民間利用するという発想が当然あるだろうということで、活用はこれから考えていくのだらうというのがあるのですが、我々としてはこれのスピード感がどれくらいか、実現が本当にするのかどうかというところが、もちろんするものと大いに期待をしておりますが、それだけではなくて、あるいはそれを待たずにいろいろな施策ができるものがあれば、どんどんやっていていただきたいなということで、いろいろな施策を書かせていただいております。

8 ページ、具体的な提案その 1 です。民間事業者からすると、いろいろなサービスをやっており、利用者も様々なサービスを利用しているので、それが同じ ID で本人確認が終了するということになると非常にいいなというのがあります。最初は本人確認が 1 回対面であったとしても、その後 2 回目、3 回目にいろいろなサービスを使うときに、他のサービスの本人確認でも利用可能になるという仕組みが、もし ID を連携させるという仕組みを活用すれば、これはいろいろな省庁で研究が始まりつつありますが、それをうまく使うことによって利用可能になると考えます。

先ほど属性確認の話をしたんですが、属性確認の場合は、事業者のほうでは生年月日とかいう細かい情報を実は持つ必要がなくて、マル、ペケだけ、要するに二十歳未満か二十歳以上か、独身か独身でないか、そういうことだけわかれば十分なので、要するに突き合わせて回答をもらえるみたいな仕組みがそこでできると非常に効果があります。

これを実現するためには、まずマネロン法、あるいはマネロン法以外に古物営業法とか

いろいろ本人確認義務を課している法律がありますが、そういったものを横串で見て、法令上の本人確認という方法を整理した上で、法令上で当該方法を認めるという法的な整理をする必要があると思います。

2つ目に書いてあるのがマネーロンダリングの関係ですけれども、犯収法との関係です。ここは実際に電子証明書で完結しますという御説明が先ほどあって、それはそうですが、実際にどれだけ使われているかという問題があります。諸外国を見ますと、ネットでどうい確認の仕方をしているかというところ、例えば決済系のサービスだと既にお客が持っている銀行の口座とかの情報を提供いただいて、それに基づいて決済業者がその口座にお金を幾らか振込みをします。実際に振り込まれたということサービスを回答させることによって、実際に実在性があるということ本人確認と認められているようです。

FATF で今いろいろ議論があって、日本が不十分だと指摘をされて、非対面のところを指摘されていると先ほどのご説明の資料で書いてあるのですが、一方で、私が先ほど述べた決済サービスは世界的に展開しているサービスでありまして、FATF さんからそこが問題だという指摘は恐らく受けていないから、今サービスをしているのだと思いますけれども、そこら辺が全体的に世界的な流れと調和しているのか、していないのかというところ、そういう方法が認められるような形でもう少し弾力的に運用することができないのかということでございます。

先ほど警察庁様も御説明いただいて、私自身も資金決済法の法案作成の際に、警察庁様と相当議論をしたこともありますので、FATF の経緯ももちろん存じております。

私が決済サービスで紹介した方法について FATF で特に指摘をされていないということであれば、そこは日本として FATF から非対面のところをぎりぎり言われていることとは別の話として、整理をして議論を続けることはできないのかなと思っている次第でございます。

次にこれは1つの現状の例ですが、9ページでございます。出会い系サイト規制法というのがありまして、これは児童でないかどうかを確認する義務があります。

10ページですが、児童でないことの確認方法を列挙させていただいて、運転免許証を出すとか、クレジットカードを使っているとかの方法で児童でないことの確認が取れたものに、ID パスワードを付与して、以後はその ID パスワードで管理をして使用させるというやり方が認められています。自分でやっても認められるのですが、それを他の事業者に委託することができまして、何事業者いるのか確認ができなかったのですが、言わば、本人確認をする事業者みたいな仕組みがございまして、そういう仕組みももっと広く活用することによって突破できないかという提案でございました。

最後、これは本当に考えてみて、中で議論をしてきて、こういうのがあるのではないかと項目としてあげました。電子証明書以外の確認として、本人確認書類を利用者が郵送で出してその後事業者が転送不要郵便で送付するというのがありますがこれは1回何で転送不要郵便で送付するのだというのがあって、私の推測ですが、恐らくコピーで写

しを送ると真正性の確認の問題というのが引っかかっているのかなと思います。その問題をクリアするのにもしかしたら役立つのではないかという仮説のもとに書いてみました。

これは実はオープンデータとか電子行政とかやられていますけれども、申請するとき電子化するというのが言われていますが、申請されて交付する書類を電子化するのはオープンデータ戦略等でも余り取り上げられていないのではないかと考えます。そちらの発想はないのではないかとというのがあります。もっと明確に言いますと、例えば免許証とか住民票を電子にすることです。1回もらえば、さっき言った電子署名付にすれば改ざんも不可能ですから、真正性も担保されていると思いますので、それを使うことによって、これをした場合には転送不要郵便の送付はなくてもいいのではないかという気もしておりまして、よりネットで完結することに近づくのではないかと思います。そこら辺は全然考え違いだよということであれば、警察庁様なり総務省様から御意見をいただければと思います。

以上で駆け足でございしますが、いずれにしても本人確認に対しては世界的には大きな流れでいろいろ動きがあります。日本でもこういうことを正面から考える部署があるのかなのかというのがあって、そういうのを是非検討を深めて議論をしていただけたらと思います。そのときに議論を深めるものとして、新経済連盟は経済団体ですので、実際にいろいろな事業を行っている者もいますから、実務ニーズもいろいろとお話ができるしご協力ができるのかなと思います。あるいは実務上の問題も言えると思いますので、是非御協力をしながら議論を深めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○安念座長 どうもありがとうございました。

私の認識では、この問題は本当に大きな問題で、一方ではマネロンを防がなければならないという全く国境を越えたインターナショナルなポリシーングの問題があり、しかし、他方では、日本ではITの利用ということで世界に決定的に乗り遅れつつあるのも事実であり、その両方どちらか優越するというものもでもなくて、両方とも実現したいということでございます。技術的に見えるので目立たない問題、派手に取り上げられるような問題ではないけれども、実際には非常に奥行きが深い問題だと私は認識しております。今日この場でこのわずかな時間で何かの結論を出そうとは全然思っておりませんので、今回は勉強のとば口ということで、皆さんからもいろいろと教えていただきながら、議論を深めたいと思っておりますので、どうぞ今後とも御指導を賜りたいと存じます。

まずそのことを冒頭に申し上げた上で、どうぞ委員の方から。

○佐久間委員 御説明をありがとうございます。私はこの分野については全く素人なので、今のお話について確認の意味で1点質問をさせていただきます。犯収法に限ってインターネットだけで本人確認等が済んで取引ができるという方法は、今は既に電子署名、電子証明であればできると、こういう理解でよろしいのかというのが1点。

それについて新経連さんのほうで、それは不便だと、こういうことだと思いののですが、

どういう点が不便なのかという点を教えていただければと思います。

以上です。

○安念座長 まず、警察庁さんから。

○警察庁（國枝管理官） ありがとうございます。歴史的な話をさせていただきますと、後ほどもし間違っていたら訂正していただきたいと思いますが、平成 12 年に電子署名の法律ができて、その後に実は犯罪収益移転防止法ということで警察庁に来る前には、平成 15 年施行ですけれども、当時の金融庁による本人確認法というのができまして、その本人確認法ができるときにもう既に電子署名の話は当時しっかり取り入れていたんです。

今に至る犯収法はその制度をそのまま取り入れているという状況でございまして、今の佐久間先生の御質問にストレートに答えますと、今の段階で一応きちんとできることにはなっております。

○安念座長 電子証明書プラス電子署名、それがあれば、ネットだけで完結する方法は、少なくとも法律上は用意されているということですね。

○警察庁（國枝管理官） はい。先ほど総務省の望月さんから話がありましたとおり、そちらの電子証明の在り方が本人をきちんと確認して、言ってみれば 1 つ点を刺して確認されておりますので、その点をもちまして、当時の本人確認法においても、これは確認の方法として耐えられるものということで採用されているものと理解しております。

○安念座長 決して新しいものではなくて、10 年くらいは歴史のあるものだということですね。それで、あるにはあるんだけど、新経連さんからすると、それはちょっと使い勝手がということですね。もうちょっと具体的に、今、御説明をいただいたことだとは思いますが、我々も素人なものですから、もう一度かみ砕いておっしゃっていただくと、どういうことになりますか。

○新経済連盟 総務省様の横で言うのも恐縮ですが、残念ながら電子証明書は発行件数が 254 万件ということで使われていないというのがありまして、いろいろな指摘をする人がいて、あとで総務省様から実際に電子証明書を使って申請するときどういう手順で作業が必要なのかをご説明していただいて、それを委員の先生にお聞きいただいて、それはすごく面倒ではないと思うかどうかだと思いますが、我々は面倒が多くて、そこが普及の負荷が高いのではないかと思います。

あとはこれを使って、例えば電子入札をするという明確な目的を持っていらっしゃる方だと使うのですけれども、今も使っている件数は多いのですが、これを本人確認をするためにわざわざ面倒くさいことをするのかということ、なかなかそのインセンティブがやはりないというところで、残念ながら 254 万件かなというところがあって、我々もこれはみんなが使うようなものであれば、要望しないし、要望するのもおかしいと思うのですが、現状はそうなので、別にこれ自体をなくせということではないのですが、それと並行して、他の本人確認方法もいろいろと認めていったほうが多様な方法があっただけいいのではないかと思います。

将来的にはマイナンバーで確実に全部本人確認がネットで完結できるようになるということが確実にかつ早急に担保されるのであれば、私が今、言った提案は別になくてもいいとも言えますが、その見通しも現時点で確実ではありませんし、その1つの方法に全てを縛るというよりは、多様な方法があったほうがいいのではないかと思います。

以上でございます。

○安念座長 総務省さん、いかがですか。我々素人に、具体的に電子証明書をとろうと思ったらどういう手間がかかって、どれだけの金がかかって、どれだけの更新の頻度があるのかということをかみ砕いて御説明いただくとありがたいです。

○総務省（望月室長） では、手元に資料を配っておりませんが、口頭で申し上げます。

まず、今の公的個人認証サービス 254 万件ということですが、これは普及したのはほとんどが確定申告、e-Tax 用です。手間というところはこれまでも課題になってきておりまして、まず住基カードをとらなくてはいけない。住基カードをとった後で今度は電子証明書を別に申請をして、それを住基カードに格納をするという手間になります。各団体ごとに違いがありますが、住基カードはだいたい標準で 500 円、電子証明書のほうは全国統一で 500 円となっております、合計すると大体 1,000 円という形になります。

次に、電子申請ですので電子的なものから申請をする。要するにパソコンから申請をするというのが前提になります。そのときに今のノートパソコンとか普通のデスクトップパソコンでも IC カードを読み取る標準的なデバイスがありませんので、それを読み取れるリーダーライターを別途買っているというのがこれまでありました。最初に出たころは普及がまだまだだったので、1つが大体 6,000 円とか 8,000 円とかしたんです。今だと大体 2,000 ～ 3,000 円くらいまで落ちてきております。それをセットして、あとはインターネットの公的個人認証のサイトからソフトをダウンロードしていただきまして、そのソフトを使って認証を行うというのが実際の使い道になります。

これは当初、Java をベースにつくっていたのですが、更新の頻度が結構高いということと、更新の際のアナウンスが英語だったりして結構評判が悪かったということもありまして、e-Tax が普及する中でそこは非 Java 化をしまして、基本的にはそういった手間は極力少なくするという形を今はとらせていただいております。

あとは先ほど警察庁さんのほうから御説明がありましたけれども、今までも認証の電子証明書でできるんですが、最初に公的個人認証をつくったときに、公的個人認証はどちらかという行政の申請に使いましょと。実は同じ情報を民間認証局の会社があれば、そこにも提供をして民間ベースで電子証明書業務をやっていただいているという仕組みになっております。それをベースに今のマネロン法が組まれているのですが、実は商売にならないのがわかりまして、普及が進まなかった。今回の法改正の中でもう一層のこととして、公的個人認証サービスを直接民間で使えるようにしようという形で改正をさせていただいたというものでございます。



ついでに言いますと、新経済連盟さんの資料の9ページですが、電子住民票をつくと書いてございます。ここのパーツはまさに我々の言うところの4情報が含まれた電子証明書、これそのものが同じ機能ではないかと考えております。わざわざ住民票を電子化するというのではなくて、この電子証明書を使っていただくということで代替可能ではないかと考えているところでございます。免許証とか物理媒体のものは別ですけども、電子住民票に限れば、基本的には同じことができるはずだと。

また、下のほうでマイナンバーの民間活用と書いてありますが、マイナンバーのほうは当座民間活動は分野が限られていますので、税と社会保障、福祉の分野に限られているわけですが、今回の公的個人認証サービスの方はマイナンバーの民間活用をする狭さよりもずっと広い形になっておりまして、我々としましてもせっかくつくったサービスですので、できるだけ民間ベースで使っていただければ有り難いと思っておりますので、そこはいろいろと御意見をいただければ、できる限り対応をしてみたいと考えているところでございます。

○安念座長 ありがとうございます。

他にいかがですか。私はこの前、区役所でおっしゃるところの住基カードをつくったら、確かに1,000円かかりました。あと500円を出すとe-Taxもできますよと言うから、それならいいかなと思って1,000円でやっていただいたんですが、それで今、御説明いただいたので確定申告はできると。

○総務省（望月室長） はい。

○安念座長 これも全く素人なので極めて初歩的な質問ですけども、e-Taxだけではなくて、犯収法上の特定事業者、銀行としましょう。銀行に対する取引時の本人確認というのでも、これは使い道があるんですか。

○総務省（望月室長） そこは先ほど申しましたが、現在は都道府県認証局から民間の事業者に出して、そこの認証を使う形をマネロン法では想定しています。民間認証事業者は多分自分のICチップとかを媒体として交付しますので、住基カードは使いません。

ただ、今回の法改正では今度新しくできる個人番号カードを使って、その中に格納するという方向で考えているということになります。

○安念座長 なかなかね。どうぞ。

○警察庁（國枝管理官） もしかしたら座長さんのコメントは対面取引のこともおっしゃっておられましたか。

○安念座長 違います。もちろんインターネットだけで完結する仕組みの中でこれが使えるかという、そういう趣旨で伺ったんです。対面では、これはフォトIDだから、これは当然使えるわけですね。

○警察庁（國枝管理官） 住所も書いてあるものですね。

○安念座長 住所も書いてあります。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

○佐久間委員 もう一度確認ですけれども、e-Tax は 2,000 円、3,000 円かけても多分費用で控除されるとか、そういうのがあるのかどうかわかりませんが、いずれにしても納税のときはまだわかるのですが、口座を開くのを電子的にやろうとすると、これを 2,000 円、3,000 円かけないとできないということが現状だと、こういうことでしょうか。

○総務省（望月室長） 仮に口座を開くためにこれを使いましょうということでもとるといふことであれば、新規にそういったことでもっていただくことになります。ただ、別に口座専用のカードではありませんので、一般的には e-Tax でとられた方がさらに使うとか、あとは運転免許証を持っていないお年寄りの方が住基カードをとったりするケースが多いと認識をしているところでございます。

○佐久間委員 それが実態だというのはわかりますけれども、やはりそういう点では、このリーダーライターを買う手間とお金がかかるということで、パソコンを持っていれば、できるというわけではないということですね。

○総務省（望月室長） おっしゃるとおりです。しばらく前まで実は e-Tax で税額控除をやっておきまして、先ほど言った実質的な負担をゼロにしていたというのは 4 年間くらいやらせていただいて、こういった状況になっているということでもあります。

○安念座長 もう今はなくなっただけですか。

○総務省（望月室長） 今年からなくなりました。

○安念座長 今年、せっかくカードをつくったのにな。

他はいかがですか。

○警察庁（國枝管理官） 1 点補足をよろしいですか。先ほどの新経済連盟さんからの話で若干インターネットの話から外れていたもので、ここで申し上げるまでもないかと思っただけですが、今の議論に仮定があったので補足させていただければと思います。

1 つは、FATF の議論が出たときに、FATF の世界標準に比べると日本のほうが固めなのではないかという感じのことをおっしゃっておられたような気がしたので、そこはもし誤解があればと思っただけですけれども、例えば一番わかりやすく言うと、銀行口座を既に持っている方が今までインターネット取引はしていなかったただけでも、銀行によってはインターネット取引を後からもやれるようにしていますよという銀行が幾つかあります。そういうところについては、最初の確認のときに銀行口座を作るときにきちんと確認を行っているので、そこを基点としてその後のインターネットの取引を行っていただけるようになっておりますので、その意味におきましては、先ほどの住基カードの必要もなく、そこを基点にして広く取引ができるようになっております。

それに加えて、今日は資料を持っていないのにそんなことまで述べていいのかなと思っただけですが、取引時確認は犯収法の 4 条で書いているのですが、それを規則でさらに 12 条で、今、私は基点という俗っぽい言い方をしましたが、例えば銀行口座を持っている人がその口座から引き下ろせる別の取引をする場合において両者、例えばクレジットカードをそこでつくるとした場合、そのクレジットカード会社と銀行のほうがあらかじめ話

が持たれて、銀行が口座開設時に確認したことを利用していいんだということになっている取り決めがなされているのであれば、その場合においては自らで確認をしなくても、銀行で既に確認をされていることを利用して、クレジットカードのほうが発行できるというところまでできております。

先ほど日本のほうは世界的な確認の方法から比べるとかたいのではないかという話がありました。そういった意味においては日本のほうもそこは緩和されていますし、もしそこがかたければ、恐らく金融庁さんのほうが私どものほうに、ここはもう少しマネロンリスクに対応して、失礼な言い方をしますけれども、リスクベース・アプローチということで、これはFATFのほうからも言われておまして、我々は頭の中では考えていますけれども、きちんとやっているかとおしかりを受けるのはつらいので、こういう場でやっていますというのはなるべく言わないようにはしているのですが、理念的にはそういった意味で金融庁さんと警察庁ではリスクベースで検討はしていて、こういうのはやはり規制をかけておかなければいけないねとか、これはいいのではないかということはやっているつもりではあります。その辺は誤解のないようにしておきます。

もう一つ、年齢ですけれども、これは多分アメリカなども4段階に考えていらっしゃるということで、新経済連盟さんのほうも理解をされていると思いますが、私どもにとって属性というのは決して年齢だけではないと。まさに本人を確認するための1つの道具でもあるので、そういう意味においては、ただ単に属性確認をすとかしないとか、適合性でそれこそ未成年であるかないかとか、それだけの記号ではないので、その点もあわせて御理解を賜ればと思っております。ちょっと余計だったかもしれません。

○安念座長 おっしゃるとおりだと思います。住基4情報の中に生年月日が入っているのは、まさにそういう趣旨ですね。それで当人であるかどうかをアイデンティファイするという機能があるので、御指摘のとおりだと思います。

新経連さんに伺いますが、リスクベースト・アプローチは一応国際的な流れになっているわけですけれども、そのリスクベースト・アプローチには、私の認識では日本の法令はまだ着地していないように思います。そこで、そのリスクベースト・アプローチの具体的な手法として、こういうのがあるという御提案はありますか。

○新経済連盟 なかなかリスクベースト・アプローチは、この前に改正された直近の犯収法だと、私が言うのもおかしいですが、一応リスクを高リスクのものを別建てで分けているので、一部は近づいたのかなとも思います。

ただし、その実行の仕方が国によって細かいことを決めているところもあれば、自主的なところでその都度のチェックとか検査で確認をすとか、いろいろな手法があって、一概にリスクベースで照らすとどこがどうというのがあります。さっき警察庁様がおっしゃったクレジットカードとか銀行とかとあらかじめ契約をしていけばできるよという、その銀行などを起点としてできるという方法は確かにあるのですが、あらかじめ契約を結んでいるとか、場合によっては実際の本人確認の書類を見れるようにしなければいけないとか、

いろいろ条件があつて、それを使って実際にやっているかというのと、なかなかそれをやっていないという現実もあります。

一方で、今、言ったような、世界的には預金口座に1回振り込みをすることで口座があるよということを確認することによって本人確認をするというやり方もあつて、それはリスクベースド・アプローチとしては認められているのだと思います。リスクベースド・アプローチが具体的に何かというのはなかなか答えが難しいのですが、具体的な表れとして、例えばそういうものについて日本で認める余地はないのかなというところを議論したいなというところが提案です。

○安念座長 割に簡単な手続をとることによって、最初はどのくらいリスクがある人かわからないけれども、例えば定額を振り込むことによって、なるほど、この人は確かにこういう口座を持っているんだということで、リスクのレベルがゼロになるわけではないけれども、リスクがどれくらいか、全くわからなかったものが割にローリスクであるとわかる、というような方法をとるといふ考え方ですね。

○新経済連盟 そうです。多分その入口を簡便な方法で認めるということかと思ひます。日本が言われているのは継続審査をしていないよねというところなので、例えばそちらをもっと厳しくするとか、単純に全部緩くするのが世界的な流れとかリスクベースド・アプローチの考えと違うのであれば、その合わせ技でやるとかいろいろな工夫の余地もあるのではないかと考えます。

以上です。

○安念座長 他に何かありませんか。

○警察庁（國枝管理官） よけいな話かもしれませんが、リスクベース・アプローチという言葉が出たので、実は今後、まさに継続的な顧客管理の話を出していただいて、そこまで御理解いただいているのは私ども警察庁としては非常にありがたいのですが、実はこの瞬間も警察庁においては有識者懇談会をやらせていただきまして、実は今日この瞬間もリスクベース・アプローチを実は議論をしているところであります。

言葉というのは非常にいろいろな意味を持ちますので、1つは事業者の目から見てリスクベース・アプローチということで、自分のやっている仕事に関してマネロンのリスクはどうなんだということを自ら考えながらやっていただきたいというのが1つのリスクベース・アプローチとして最近言われていることがあるのですが、さらに最近言われているのは、ナショナル・リスク・アセスメントということで、国もしっかりリスクをちゃんとアセスしてくださいね。それに合わせて施策を考えてくださいねというのがあります。

これはまさにナショナル・リスク・アセスメントを我々はきちんと出していかなければいけないんですが、ただ、先ほど私はえらそうなことを申し上げましたけれども、今この瞬間に全くやっていないかというのと、そんなことはなくて、例えばそういうナショナル・リスク・アセスメントみたいに大それたことはやっていませんが、私どもは年次報告書という形でマネロンリスクに関する情報を出したりとかもしていますし、今日この場で言っ

てしまうと、とげがあるんですけども、例えばこの非対面取引で銀行口座の話ばかりをしてしまって恐縮ですが、銀行口座は今の特殊詐欺、オレオレ詐欺とか、そういった詐欺の中で非常に犯罪の道具になってしまっているんです。

そういう状況を見ると警察サイドとしては、是非そういった口座に関してはしっかり取り締まっていきたいですし、それもリスクと言えるだろうということで御協力をいただいていると。そしてリスクを考える過程でどんなふうに口座がつけられたのかということを見ていったときに、例えば今日お話ししましたメールオーダーでつけられたものが多いということが分かってきて、これはもう看過できないということで、そのリスクをアセスしていけば、それは警察庁と金融庁で話し合っ、やはりこのやり方は余りに危険ですねということで規制を考えることは、実は今だって我々のまさに所管の仕事としてやっているつもりです。

したがいまして、先ほど私は非対面取引の中で3つの方法を示して、3つ目の形の黄色のところは残念ながらあまり利用されていない状況だということなので、今がまさにそうであるがゆえに、ある意味では我々のところにはリスクとしては挙がってきていないので、今日私どもとしては具体的な議論はできない。

しかし、1つ目と2つ目のところは実を言うと若干議論はできないわけではなくて、やはりそれを対面でやっていただいて、銀行窓口でやっていただくリスクに比べれば、危険は危険です。ただ、そうは言っても取引の利便性はあるだろうということで、心配だなと言いながら見ているという状況でございますので、先ほどオレオレ詐欺の話をしました、メールオーダーでつけられているものもあり、かなりそういうものが多いのですが、これはやはり対面取引に比べれば、かなり確認がイージーにできてしまう。

ただ、ここまで私が言うと、対面取引はそんなに安全なのかと言われれば、借金取りとか暴力団に追われて、おまえ、そんなにあれだったら銀行口座をつくってこいと。対面取引でもそうやって、その上で口座を回している人はいるので、100パーセントは確かにないんです。ただ、そういった形でリスクを評価しているという現状があることについては、御理解を賜ればと思います。長くなりまして、済みません。

○安念座長 とんでもないです。どうもありがとうございました。

セキュリティのレベルを下げないというか向上させつつ、かつ利便性もという二兎を追わなければならない宿命の話ですので、これは単純に規制を緩和すればいいというものではないということは私どももよく認識しておりますので、それをベースに立って、しかし、なおかつ利便性も高めていかないと、とにかく日本はどうなってしまいうんだろうなと思ってしまうと思います。我々もITの活用については、いろいろな局面でやっているのですが、なかなか御理解をいただけないことが多い。

ただ、こちらのほうはわかるんですね。マネロンの脅威は脅威だから、これはよくわかる。インターネットの医薬品販売に何のリスクもないはずなのに反対されるのと違って、こちらは私は非常に十分な理由があることはよく認識しておりますので、これからも勉強

させていただきたいと思います。どうぞ今後ともひとつ御指導をいただきたいと思います。  
今日はどうもありがとうございました。

(警察庁、総務省、IT 総合戦略室、新経済連盟退室)

○安念座長 次回はどうぞですか。

○大川次長 次回の予定につきましては、また事務局のほうから御連絡を申し上げます。

○安念座長 では、今日はどうもありがとうございました。